

七尾市 保育園入園のしおり

1. 保育園とは
2. 入園までの流れ
3. 教育・保育給付認定
4. 入園基準
5. 入園の申し込み方法
6. 入園後



1. 保育園とは

保護者が仕事や病気などのため、「家庭において保育することができない児童」を保護者に代わって保育する施設です。

そのため、入園を希望する場合は入園基準（4. 入園基準を参照）を満たしていることが必要です。

2. 入園までの流れ

入園基準（4. 入園基準を参照）を満たしているかを確認



「教育・保育給付認定申請書（兼入園申込書）」を、入園を希望する園または市に提出



申請内容により、市が教育・保育給付認定を決定、「支給認定証」を交付



契約及び入園

3. 教育・保育給付認定

入園するには、市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。

認定	年齢	区分
保育認定	満3歳以上	2号認定
	満3歳未満	3号認定

} 申請基準（保育を必要とする理由）を満たす必要があります。

4.入園基準

(1) 申請基準（保育を必要とする理由）

保護者（父・母ともに）が以下の理由に該当し、家庭で保育できない場合に入園することができます。なお、利用できる時間は園によって異なります。

No.	保育を必要とする理由	保護者の状況
1	就労	自宅内・外で就労をしている場合。（月48時間以上） 就労日2週間前から入園可能です。
2	妊娠・出産	妊娠中もしくは出産後間もない場合。 （出産予定月とその前後2か月の計5か月） （多胎妊娠の場合は、出産予定月の前4か月から後2か月の計7か月）
3	疾病・障害	保育に支障をきたす病気やケガ、または障害がある場合。
4	親族の 看護・介護	親族を常時看護・介護している場合。（月48時間以上）
5	災害復旧	震災、風水害、火災、その他災害の復旧に当たっている場合。
6	求職活動	求職活動を継続的に行っている場合。
7	就学	職業訓練校等に就学している場合。
8	育児休業	育児休業をしている場合。 新規入園をご希望のお子さんは、復職日の2週間前から入園可能です。 （育児休業中は自宅で保育ができる期間であるため） 既に入園しているお子さんは育児休業中も引き続き入園可能です。 （自宅でも保育ができる期間であるが、子どもの環境の変化を防ぐために「引き続き入園していることが必要」と認められるため）
9	その他	上記以外の理由で、市が認める場合。

(2) 保育の必要量と認定期間

保育を必要とする理由によって、保育の必要量（1日あたりの利用時間）と認定期間（利用できる期間）が異なります。

保育の必要量	1日あたりの利用時間
保育標準時間（フルタイム就労相当）	1日最大11時間
保育短時間（パートタイム就労相当）	1日最大8時間

※保護者の就労状況等に応じて、必要な範囲で利用できます。



No.	保育を必要とする理由	認定期間	保育の必要量		添付書類
			標準時間	短時間	
1	就労	小学校就学前まで (継続して就労する場合)	○	○	・就労(内定)証明書または自営就労申立書 ・就労状況がわかる書類(自営の場合のみ)
2	妊娠・出産	出産予定月とその前後 2か月の計5か月	○	○	・母子手帳の写し (表紙と出産予定日がわかるページ)
		(多胎妊娠の場合) 出産予定月の前4か月 から後2か月の計7か月	○	○	
3	疾病・障害	診断書等に記載されている期間	○	○	・診断書や療育手帳等の写し ※
4	親族の 看護・介護	診断書等に記載されている期間	○	○	・介護・看護状況申立書 ・診断書や介護保険被保険者証等の写し ※
5	災害復旧	(市へご相談ください)	○	○	・罹災証明書
6	求職活動	3か月間	—	○	・求職中の入園申込誓約書 ・求職活動支援機関等利用証明書 ・求職活動状況報告書(求職活動継続の場合)
7	就学	在学期間	○	○	・在学証明書等と時間割の写し
8	育児休業	育児休業期間	—	○	・育児休業期間がわかるものの写し
9	その他	(市へご相談ください)			

※対象となる方が、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当、障害基礎年金に該当する場合は、申請書にその方のマイナンバーを記載ください。手帳等の写しは原則提出不要ですが、市で状況が確認できない場合に提出を求められることがあります。

保育料の軽減等を受けられる場合があります。

- ①ひとり親世帯である場合
- ②離婚協議調停中である場合
- ③世帯に障害のある方がいる場合

→詳細は、別紙「保育料のご案内」または「副食費のご案内」をご確認ください。



5.入園の申し込み方法

入園の申し込みにあたり、保護者（父、母）と入園するお子さんのマイナンバーの記載が必要です。



（1）年度途中の入園を希望する場合

申込期間	入園希望日の10日前まで
申込先	各園または七尾市子育て支援課
提出書類	教育・保育給付認定申請書（兼入園申込書） ＋ 認定に必要な添付書類
入園の決定	入園までに「支給認定証」、「利用承諾通知書」、「保育料等決定通知書」を園経由でお渡しします。

（2）市内に住所を有する方で、市外の保育園へ入園を希望する場合

申込期間	園が所在する自治体によって異なるため、お早めにご相談ください。 ※原則として入園は月初日、退園は月末日となります。
申込先	七尾市子育て支援課
提出書類	教育・保育給付認定申請書（兼入園申込書） ＋ 認定に必要な添付書類
入園の決定	入園までに「支給認定証」、「利用承諾通知書」、「保育料等決定通知書」を郵送します。

（3）市外へ転出予定の方で、転出先の保育園へ入園を希望する場合

転出先の自治体での手続きが必要です。必要書類や申込締切日等を直接ご確認ください。

（4）市外から転入予定の方で、市内の保育園へ入園を希望する場合

申込期間	入園希望日の10日前まで
申込先	各園または七尾市子育て支援課
提出書類	教育・保育給付認定申請書（兼入園申込書） ＋ 認定に必要な添付書類
入園の決定	入園までに「支給認定証」、「利用承諾通知書」、「保育料等決定通知書」を園経由でお渡しします。
留意点	七尾市に転入されてからの入園となります。入園希望日までに転入手続きを行ってください。

6.入園後

認定内容に変更があった場合は、変更申請が必要です。

(1) 保育を必要とする事由に変更が生じた場合

申込期間	変更希望日の10日前まで		
申込先	各園または七尾市子育て支援課		
提出書類	教育・保育給付認定変更申請書（兼入園申込書） ＋ 認定に必要な添付書類		
変更の決定	変更希望日までに「支給認定証」を園経由でお渡しします。 保育料等が変更になる場合は「保育料等変更通知書」をあわせてお渡しします。		
例	就労しているが、産休に入る	認定理由	就労 → 妊娠・出産
	就労していたが退職し、求職活動を行う		就労 → 求職活動
	※理由に応じて、利用時間（標準時間、短時間）も変更となります。		
留意点	「求職活動」のため入園しており、3か月以内に就労先が決まらず、求職活動の継続が必要な場合 →認定理由に変更がないため、変更申請ではなく新規申請となります。手続きは、「5（2）年度途中の入園を希望する場合」を参照してください。		

(2) 保育の必要量に変更が生じた場合

申込期間	変更希望日の10日前まで		
申込先	各園または七尾市子育て支援課		
提出書類	教育・保育給付認定変更申請書（兼入園申込書） ＋ 認定に必要な添付書類		
変更の決定	変更希望日までに「支給認定証」を園経由でお渡しします。 保育料等が変更になる場合は「保育料等変更通知書」をあわせてお渡しします。		
例	就労しており「短時間」で利用していたが、就労時間が長くなり、「標準時間」での利用が必要である		

※ 市外の保育園に入園し、認定内容に変更があった場合は、まず七尾市子育て支援課までご連絡ください。



【お問い合わせ】

〒926-0811 七尾市御祓町1番地パトリア3階
七尾市健康福祉部子育て支援課 保育支援グループ
☎ 0767-53-8419